

令和5年4月10日

入札公告（建設工事）

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処
会計科長 小泉 智

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

1 工事概要

- (1) 工事名
警衛所その他照明器具更新工事
- (2) 工事場所
陸上自衛隊沼田分屯地
- (3) 工事内容
仕様書のとおり
- (4) 工 期
令和5年10月31日（火）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和4年度有効の一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 令和4年度有効の防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本補修工事と同様の実績を有すること。
- (6) 次の基準を全て満たす主任技術者等を当該工事に配置できること。
ア 本工事種別である「電気工事」に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
イ 平成15年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「建設工事に係る入札心得書等」については、北海道補給処沼田弾薬支処会計科に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札手続等

(1) 担当部署

ア 入札に関する事項

〒078-2222 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142番1
陸上自衛隊沼田分屯地 北海道補給処沼田弾薬支処会計科 担当：小泉
TEL：0164-35-1910（内線250）

イ 仕様書に関する事項

〒078-2222 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142番1
陸上自衛隊沼田分屯地 北海道補給処沼田弾薬支処総務科営繕班 担当：武知
TEL：0164-35-1910（内線233）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年4月10日（月）～令和5年5月12日（金）

イ 交付要領

本公告に添付

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限

令和5年5月12日（月）17時00分まで

イ 提出方法

(1)の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限

令和5年5月25日（木）17時00分まで

イ 提出方法

(1)の担当部署に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日（金）10時00分

イ 場所

陸上自衛隊沼田分屯地 北海道補給処沼田弾薬支処 隊舎2階会議室

5 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札業者が「建設工事に係る入札心得書等」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者は陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（28.8.25）建設工事請負契約書第4条に示す、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結後の保証証券の提出を要する。

6 落札の決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、同額の場合は抽選とする。

7 その他

- (1) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨する。（新型コロナウイルス感染未然防止のため）

イ 郵便入札の要領等

- (ア) 送付先

〒078-2222 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142番1

陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処会計科

- (イ) 送付期限

令和5年5月25日（木）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領

a 入札書は「警衛所その他照明器具更新工事」入札書と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。

- (エ) 到着の確認

郵便入札を行う者は発送した後、会計科担当者に到着を確認を行うものとする。

- (2) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

- (ア) 再度入札の実施日時及び場所

- a 日 時

令和5年6月2日（金）10時00分

- b 場 所

陸上自衛隊沼田分屯地 北海道補給処沼田弾薬支処 隊舎2階会議室

- (イ) 郵便入札の要領

- a 送付期限

令和5年6月1日（木）17時00分（必着）

- b その他の要領

初度の入札と同様

- (3) 内訳書の添付

平成26年6月4日発布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、入札書には入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日郵送等

により提出することができる。

- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札の無効
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約金額300万円以上の場合、希望により40%の範囲内で前金払いを使用することができる。
- (10) 契約書作成の要否
作成を要する。
- (11) 必要により資料のヒアリングを行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
現地確認等を希望する者は、上記3(1)に申し出る。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 詳細は入札説明書による。

5 公告掲示場所

- (1) 掲示場所
陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処会計科、北海道補給処調達会計部
札幌・真駒内・旭川・上富良野の各駐屯地会計隊
札幌・旭川・富良野・各商工会議所、沼田町商工会
- (2) 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (3) 掲示期間
令和5年4月10日（月）～令和5年5月26日（金）